資　料　編

1　沖縄の援護業務に関する国の通知文書等（抄）…… 1

2　援護業務に関する新聞記事（抄）…… 29

3　厚生省による埋没壕等遺骨収集…… 83
（沖縄県資料より集計）

4　琉球政府発行による援護課関係出版物転載（抄）…… 93

5　年　　譜……177

6　沖縄戦・援護関係書籍(書名50音順)……223

1　沖縄の援護業務に関する国の通知文書等（抄）

未帰還、引揚、復員関係

引揚に関する基本指令（昭和21. 3.16）抄

第一回修正（昭和21. 5. 7）
第二回修正（昭和21. 9.10）
第三回修正（昭和24. 3. 9）

（仮訳）
連合国最高司令部発帝国政府宛覚書ＡＧ２７０、０５ＧＣ
1946年3月16日附（ＳＣＡＰＩＮ－８２２）

一、本覚書は左記引揚に関する基本的指令なり。
Ａ　左記の支配下にある軍政地区よりの日本国民
太平洋米軍司令官
太平洋方面司令長官
中国陸軍総司令官
東南亜細亜連合国最高司令官
濠州陸軍総司令官
極東「ソヴィエト」軍総司令官
Ｂ　嘗て中国、台湾、朝鮮及琉球に居住し日本に移されしもの。

二、本覚書附属八に列挙せる諸覚書に含まれたる既往の指令は本指令により代置せらる、但し一九四六年二月十七日附覚書ＡＧＣ五三ＧＣ（ＳＣＡＰＩＮ－七四六）件名「朝鮮人、中国人、台湾人及び琉球人の登録に関する件」は指令に依る実行の完了される迄有効なることに注意すべし。

三、将来可能の限り、上記第一項に列挙せる地域への又はその地域からの引揚に関する一般的指令は総て本覚書の追加乃至修正の形式にて日本政府に発せらるべし。

四、日本政府は、米第八軍司令官の監督の下に、本覚書附属に含まるる指令を実行すべし。

（中略）

附属第三　「日本へ又は日本からの引揚の件」

第一部　一　般　計　画

一、ａ、現在行わはれ居る日本への又は日本からの引揚を規定する下述の計画は連合軍最高司令官より別途指令なき限り継続せらるるものとす。
ｂ、本計画は受入事務所の使用並に同事務所を経由して可動の船舶及鉄道輸送に適合せる数量の引揚者の出入を包括するものとす。

二、左記の受入事務所は日本を離れる非日本人引揚者処理の為に使用せらるべし。

別　府	華南及海南居住中国人の処理を主とす
博多及舞鶴	朝鮮人及華中居住の中国人処理を主とす
函　館	朝鮮人処理を主とす
鹿児島	琉球人処理を主とす
佐世保	朝鮮人及華北居住の中国人処理を主とす

呉　地　区　　台湾人処理を主とす
仙　　崎　　朝鮮人及華北居住中国人処理を主とす

（中略）

第四部　　琉球より又は琉球への引揚

十五、左記計画は日本よりの其の本島に引揚んとする琉球人及琉球より日本に引揚んとする日本人の引揚に関し規定す。

十六、琉球人の日本よりの引揚
A　現在日本に在りて琉球諸島（沖縄本島を除く。）への帰還を欲する琉球人は直ちに引揚げせしむべし。
B、鹿児島と宮古、石垣、奄美諸島間を日本船が往復運行する如く計画せられあり。
（一）奄美、喜界、吐喝喇列島、徳之島、与論島、沖永良部島からの引揚者は奄美大島に送還せざるべし。
（二）八重山列島からの引揚者は石垣島に送還せらるべし。
C、沖縄本島人を除く琉球人は鹿児島より出帆すべし。
（一）鹿児島における「ボート・ディレクター」は鹿児島基隆折返就航船を宮古、奄美、石垣に寄港せしめ其等の諸島及徳之島に向ふ琉球人を鹿児島より積込むの権限を附与せらりあり。
D、軍事上の必要より沖縄本島への引揚は禁止せられ居り同島人の引揚の可能性は目下検討中なり。
E、日本帝国政府は
（一）船舶就航状況考察の上、上掲第十六項Ｂの規定に応じ琉球人を鹿児島に到着地別に集結せしむべし。
（二）琉球避難民にして窮乏せる者に対し適切なる食糧、休養所、医療、寝具及衣服を供給すべし。

十七、琉球よりの日本人の引揚
一九四六年七月一日迄は琉球よりの日本人の引揚は行われず。

十八、真に琉球諸島の住民たりし日本人のみ其等の諸島に向け引揚げらるべし。

未帰還者留守家族等援護法の沖縄地域に対する適用について

（昭和29. 7.31援発第 415号　那覇日本政府南方連絡事務所長宛
厚生省援護局長、総理府南方連絡事務局長連名通知）

未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号。以下「法」という。）は、客年八月一日公布施行せられ、同法は沖縄地域に対しても施行せられているのであるが、同地域のおかれている特別の状態のために現実に法の適用がなされていない実情にあったので、政府においては、琉球列島米国民政府に対し、法を沖縄地域に対し、実際に適用することに関し了解を求めるとともに、第十九回国会に「未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案」を提出し、同法案中に、沖縄地域に居住する者については、留守家族手当の支給の始期及び支給方法並びに療養の給付を受けることができる期間に関し、政令で、必要な特例を定めることができる旨の規定を設け、同法は本年三月三十一日公布施行されたのである。
また、琉球列島米国民政府は、本年六月二十八日付をもって法を沖縄地域に対し実際に適用することについては何等異議がない旨を申し越してきたので、政府は前記の法律の政

令委任規定に基き、「未帰還者留守家族援護法施行令の一部を改正する政令を（昭和二十九年政令第二百三号）を本年七月十五日公布施行した。

この結果は、今回、沖縄地域に対しても法が実際に適用されることとなったので、左記事項に御留意の上法施行事務の処理に遺憾のないようにせられたい。

記

第一　留守家族手当の支給の申請

一　未帰還者留守家族等援護法施行令の一部を改正する政令（昭和２９年政令第二百三号。以下「改正令」という。）附則第三項の規定により、昭和二十九年七月十五日現に沖縄地域（硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）の地域をいう。以下同じ。）に居住する者で、昭和二十八年八月一日前から法第七条に規定する条件に該当していたもの又は同日以後昭和二十九年十二月十四日までの間に同条の規定に該当するに至ったものが、昭和三十年一月十四日までの間に留守家族手当の支給の申請をしたときは、その者に対する留守家族手当は、その者が法第七条の規定に該当するに至った日の属する月の翌月（その者が昭和二十八年八月一日前から法第七条に規定する条件に該当していた者であるときは、同年八月）から支給されるものであること。但し、昭和二十八年八月一日以後昭和二十九年七月十四日までの間に、北緯二十九度以南の南西諸島の地域以外の本邦の地域に居住していたことのある者及び昭和二十八年十二月二十五日現に奄美群島に居住していた者については、改正令附則第三項に規定する特例は適用されないこと。

また、改正令附則第三項において「昭和二十八年八月一日前から法第七条に規定する条件に該当していたもの又は同日以後この政令の施行の日から起算して五箇月を経過する日までの間に同条の規定に該当するに至ったもの」のうちには、昭和二十八年八月一日前から法第七条に規定する条件に該当していた者又は同日以後同条の規定に該当するに至った者であって、改正令の施行前に既に十八歳に達したこと又は未帰還者の帰還若しくは死亡等により同条の規定に該当しなくなった者を含むものであること。

二　留守家族手当の支給、これを受けようとする留守家族の申請をまって初めて支給される建前のものであるから、法令の不知により援護に遺漏の生ずることのないよう、特に法の周知に遺憾のないよう留意すること。

第二　留守家族手当の支給方法

留守家族手当は、毎月、その月分を支払うのが原則であるが、改正令附則第五項の規定に基き、沖縄地域に居住する者に支給する留守家族手当は、当分の間、三箇月分をとりまとめて最後の月に支払うこととする。

第三　療養の給付

一　改正令附則第六項の規定により、昭和二十九年七月十五日現に沖縄地域に居住する者で、同日前に北緯二十九度以南の南西諸島に帰還し、同日まで引き続き同地域に居住していたものについては、その者が療養の給付を受けることができる期間は、昭和二十九年七月十五日から起算されるものであること。従ってこれらの者のうちには、終戦後奄美群島に帰還し、同群島に居住するに至ったが、改正令が施行された昭和二十九年七月十五日には、沖縄地域に居住している者も含まれるものであること。但し、昭和二十八年十二月二十五日現に奄美群島に居住していた者は除かれるものであること。

二　療養の給付は、厚生大臣の指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において行うこととなっているが、沖縄地域に医療機関を指定することは諸種の事情から困難であるので、沖縄地域に居住する者で療養の必要のあるものについては、沖縄地域以外の本邦の指定医療機関において療養の給付を行うものであること。

なお、この場合に要する船賃等の費用は琉球政府において負担するよう折衝されたいこと。

第四　療養費の支給

療養費の支給については、沖縄地域に健康保険法が施行されていない関係上、療養費の額の決定に当って、健康保険の診療報酬の例によることができないので、早急に実施することは困難であるが目下、検討中であること。

第五　障害一時金

第三の一に述べた者が、昭和二十八年七月三十一日までの間に旧未復員者給与法（旧未帰還者給与法第二条の規定により準用する場合を含み、以下「旧法」という。）に規定する障害一時金支給の条件に該当していた場合は、旧法の例により障害一時金の支給を受けることができ、また、同年八月一日以後昭和二十九年七月十四日までの間に法第二十六条に規定する条件に該当していた場合は、法による障害一時金の支給を受けることができること。

この場合において、旧法第八条の七及び法第三十条に規定する時効は、昭和二十九年七月十五日から起算するものであること。

第六　旧法の規定による未支給の給与

未復員者で法の施行前に死亡の事実の判明した者に係る旧法の規定に基く俸給、遺骨埋葬費及び遺骨引取経費は、既に大部分が供託済又は沖縄財団に支払済であるので、この取扱について目下検討中であること。

また、遺骨埋葬費及び遺骨引取経費については、法の施行後に死亡の事実が判明した者の遺族に対する支給額と均衡を失しないよう措置するよう検討中であること。

第七　琉球政府に対する事務委任について

未帰還者留守家族等援護法施行例（昭和二十八年政令第二百十一号。以下「令」という。）第二条第三項の規定に基き、法に定める厚生大臣の権限に属する事務のうち、沖縄地域に居住する者に係る留守家族手当、葬祭料、遺骨引取経費、療養の給付、療養費、障害一時金及び法附則第二十項の規定による給与に関する申請書等の受理に関する事務は、琉球政府の当局に委任することとしたいので、本件について同政府に連絡し、了解を得るようにせられたいこと。

第八　元沖縄県が俸給その他の給与を支給していた未帰還職員等に関する取扱

一　行政分離前において元の沖縄県が俸給その他の給与を支給していた未帰還職員については、「元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号。以下「特別措置法」という。）第九条第四項の規定により、本邦官公署職員の例に準じ、同法施行令（昭和二十八年政令第三百二十二号）で定めるところにより、俸給等が支給されることになっているが、これらの給与については本人又はその遺族等からの受給申出に基いて従前通りの方法により総理府本府において支給の決定及び送金を行うこととなること。

また、これらの者に係る留守家族手当（これらの者が未復員者である場合は、法附則第十七項の規定により加給される分に限る。）及び特別手当は、令第二条第一項及び第四項の規定により総理府本府より支給されるものであること。

二　元南西諸島官公署職員で、国が俸給等を支給していた未帰還職員は、法の施行前から、法附則第三項によつて改正される前の一般職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「公務員給与法」という。）附則第三項の規定の適用を受けていたものであるから、これらの者に関する留守家族手当、特別手当及び法附則第二十項の規定による給与は、法附則第四項、第七項から第十八項及び第二十項の規定を適用するものであること。

また、これらの者に係る留守家族手当（これらの者が未復員者である場合は、法附則第十七項の規定により加給される分に限る。）特別手当及び法附則第二十項の規定

による給与のうち改正前の公務員給与法の規定による俸給額については、特別会計に係るものはその者の所属官署から、その他の者は総理府本府が当該各官署から支給の委任を受けているので同府から、それぞれ支給されることになること。

第九　留守家族手当等の支給の決定及び送金方法

留守家族手当等（第八の総理府本府より支給されるものを除く。）の支給の決定はすべて厚生省において行うこととし、これらの送金は、厚生省より日本銀行を通じて外国送金の方法により実施するものとするものであること。

○　引揚者の昭和二十年八月十五日における本籍地が沖縄地域にあつた者に係る引揚者給付金等を認定した場合で請求者の請求時の居住地が内地である場合の取扱について

〔昭和32年10月5日　援発760号
各都道府県知事・那覇日本政府南方連絡事務所長宛
厚生省引揚援護局長通知〕

標記について、その認定の重複を避けるため左記の取扱をすることとしたから遺憾のないよう願いたい。

記

一　各都道府県において引揚者の昭和二十年八月十五日における本籍地又は死亡者の除籍時の本籍地が沖縄地域であつた者に係る引揚者給付金又は遺族給付金の認定をした場合は、昭和三十二年七月二十九日援発第六〇三号通達による「引揚者給付金等支給法の施行状況報告報告」の提出の際、引揚者給付金については、引揚者の氏名及び本籍地を記載した名簿、遺族給付金については、死亡した者の氏名、本籍地、受給者の氏名を記載した名簿をそれぞれ二部当局あて提出すること。なお、八月中に認定したものについては、十月分の報告の際同時に提出すること。

二　当局においては、都道府県から提出のあつた名薄のうち一部を保管し、一部を那覇日本政府南方連絡事務所長あて送付するものであること。

三　遺族給付金の請求につき、施行規則第三条第二項第二号に掲げる戸籍の謄本又は抄本によって、その請求者に同順位の者があると思われる場合は、当該同順位者が沖縄地域に居住しているときでも必ずその同順位者の同意書を提出させるよう指導し、同意書が全く担出されていない場合同順位者がいないことを確認した上認定すること。

○沖縄地域に居住する者に関し引揚者給付金等支給法を適用する場合の留意事項について

〔昭和32年11月20日　援発第923号
各都道府県・那覇日本政府南方連絡事務所長宛
厚生省引揚援護局長通知〕

標記については、左記事項に御留意の上当該事務処理にあたり遺憾のないよう取り計られたい。

記

第一　所得税額に関する事項

一　硫黄鳥島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（以下「沖縄地域」という。）に住所を有した者で、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する居住者であった者でないものについて法第六条第一項の規定を適用する場合には、同条第二項及び施行令第一条第二号の規定により、沖縄地域に施行されている所得税法の規定により納付すべき所得税額によることになつているが、この場合には、法第六条第一項中「昭和三十一年分」とあるのは「千九百五十六年度分」と、「各年分」とあるのは「各年度分」と読み替えて適用すぺきものであること。

二　所得税額に関する証明書は、琉球政府の当局が昭和三十二年五月二十九日援発第四

三六号様式第四号に準じた様式により作成したものとすること。なお、この場合の所得税額は、B号円で表わされた額とすること。

三　一に掲げる者が法第六条第一項に規定する者に該当するか否かは、法令上は、一によって算定された所得税額を施行令第一条第二号に規定する方式によって計算した後その額が八万八千二百円をこえるか否かによつて決定することになっているが、事務取扱上は、施行令第一条第二号に規定する方式による計算前の額がB号円四万三千五百円をこえるか否かによって決定してさしつかえないこと。

第二　死亡した者との親族関係等に関する事項

一　千九百四十七年（昭和二十二年）五月三日以後は、日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律（以下「民法応急措置法」という。）及び民法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百二十二号）による政正後の民法の規定に則り、親族関係を取り扱うものであること。従つて

（1）同日以後は継親子関係、嫡母庶子関係は存しないものとして取り扱うこと。

（2）養子縁組によつて生じた親族関係は、民法の一部を改正する法律による改正前の民法（以下「旧民法」という。）第七百三十条第二項の規定によつては終了しなかったものとして取り扱うこと。

（3）民法応急措置法施行前に養子が離縁した場合は、民法応急措置法施行と同時に、養子の配偶者、直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は終了したものとして取り扱うこと。

（4）民法応急持置法施行後養子が離縁した場合は、当該離縁の際養子の配偶者、直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は終了したものとして取り扱うこと。

なお、千九百四十八年（昭和二十三年）一月一日新民法施行の日）から千九百五十六年（昭和三十一年）十二月三十一日（民法の一部を改正する立法（千九百五十五年立法第八十四号）施行の日の前日）までは、十七歳以上十八歳未満の男子又は十五歳以上十六歳未満の女子に関しては、事実婚を認めるものであること。

二　千九百四十七年（昭和二十二年）五月三日以後に、沖縄地域に施行されていた、民法の一部を改正する立法による改正前の民法（以下「沖縄旧民法」という。）の規定によって行われた行為は、次のように取り扱うものであること。

（1）遺言による養子縁租の届出があった場合、これによっては養親子関係は生じなかったものとすること。

（2）婿養子縁組は、養子縁組と婚姻が同時に行われたものとして取り扱うこと。

（3）民法の一部を改正する立法施行の日前に沖縄旧民法の規定によって就職した後見人は、新民法の規定によつて就職した後見人として取り扱うものであること。

三　千九百五十六年（昭和三十一年）十二月三十一日以前に沖縄地域に施行されていた戸籍法の一部を改正する立法（千九百五十六年立法第八十七号）による改正前の戸籍法第八十三条の規定によってされた庶子出生の届出は、認知の効力を有するものとして取り扱うこと。

第三　請求書に添附すべき書類に関する事項

一　戸籍の謄本又は抄本は、沖縄地域に施行されている戸籍法の規定に基き作成されたものでさしつかえないこと。

二　昭和二十年八月十五日における本籍地が沖縄地域であった者に係る当該事実に関する証明書は省略してさしつかえないこと。

第四　その他の事項

一　引揚者国庫債券の受領については、すべて南方連絡事務局長に代理受領方委任するものとし、請求書の「国債の受領を市町村長に委任した場合は、その市町村長名」欄には「南方連絡事務局長」と記載すること。

二　請求書「国債受領希望取扱店名」欄は、すべて「日本銀行本店」と記載すること。

戦傷病者戦没者遺族等援護法関係

○北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）に現住する者に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用する場合の取扱について

〔昭和28年3月26日　援発第187号
南方連絡事務所長・同事務所名瀬出張所長・
鹿児島県知事・佐世保地方復員残務処理部長あて
引揚援護庁援護局長・南方連絡事務局長通達〕

標記については、左記によつて措置することとしたから遺憾のないよう致されたい。おつて、この通達に基き「戦没者等名簿」等を近く南方連絡事務所長（南方連絡事務所名瀬出張所長を含む。）に送付することとするから、同南方連絡事務所長はこれに基き年金、弔慰金に関する請求書の受付を開始されたい。

記

一　年金等請求書の受付範囲

年金、弔慰金に関する請求書の受付は当分の間左の（一）及び（二）の要件を有するものに限ること。

（一）引揚援護庁復員局（鹿児島県（民生部世話課）及び佐世保地方復員残務処理部を含む。）において、もとの軍人軍属であつた者で南西諸島に本籍を有していたものの軍人軍属たるの身分及び不具廃失又は死亡の原因となつた傷病につき援護法に規定された年金等の支給要件に該当していることを把握しているものであること。

（二）年金の請求については、年金を受ける権利を有する者が禁固以上の刑に処せられ、刑の執行を受けている者以外の者であること。

弔慰金の請求については、請求者が禁固以上の刑に処せられ、昭和二十七年四月一日以後引き続き刑の執行を受けている者以外の者であること。

二　「戦没者等名簿」等の作成及び送付

（一）もとの陸軍に属していた者に係るものである場合

イ　軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が南方連絡事務所の管轄区域（南方連絡事務所名瀬出張所の管轄区域を除く。以下「沖縄地域」という。）あるものについては、復員局留守業務部において戦没者等名簿（別紙様式）を作成し、これを南方連絡事務所長に送付すること。

ロ　軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が南方連絡事務所名瀬出張所の管轄区域（以下「奄美大島地域」という。）にあるものについては、鹿児島県「民生部世話課」において戦没等該当予定者名簿（様式は、戦没者等名簿に準ずる。）を作成し、これを南方連絡事務所名瀬出張所長（以下「名瀬出張所長」という。）に送付すること。

（二）もとの海軍に属していた者に係るものである場合

イ　軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が沖縄地域であるものについては、佐世保地方復員残務処理部において戦没者等名簿を作成し、これを南方連絡事務所長に送付すること。

ロ　軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が奄美大島地域であるものについては、佐世保地方復員残務処理部において戦没者等名簿を作成し、これを鹿児島県知事を経由して名瀬出張所長に送付すること。

三　年金等請求書の受付

イ　年金、弔慰金に関する請求書は、軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）にお

ける本籍地が沖縄地域であるものについては、南方連絡事務所長に、奄美大島地域であるものについては、名瀬出張所長に提出すること。

ロ　南方連絡事務所長又は名瀬出張所長は、戦没者等名簿又は戦没等該当予定者名簿に基き請求書を受理すること。

なお、名簿に記載されていない軍人軍属及び法第三十四条第二項又は第三項に規定する軍属とみなされた者に係る弔慰金請求書等の受理は、おつて通知するものであること。

四　請求書等に添付すべき書類

戦傷病者戦没者遺族等援護法施行規則に規定された請求書等に添付すべき書類のうち、これに代えて提出することができる場合は、次のとおりであること。

（一）戸籍の謄、抄本は、南西諸島に施行されている旧戸籍法に基き作成されたものをもつて代えることができること。但し、死亡者の除籍時における身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄、抄本が得られないときは、これに代わるべき次の書類（昭和二十七年十月七日援護第五二九号通達の別紙（二）に準じて作成すること。）を提出して差し支えないこと。

イ　「死亡した者の死亡の当時におけるその者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の抄本」が得られないときは、次の（イ）及び（ロ）の書類

（イ）死亡者の死亡の当時におけるその者と請求者との身分関係に関する請求者の申立書

（ロ）前記（イ）の申立書に記載された事実に関する請求者（若しくは死亡者）の親族の証明書又は死亡者の除籍時における本籍地の市町村長の証明書

ロ　「死亡した者の死亡の当時におけるその者と請求求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本」が得られないときは、次の（イ）及び（ロ）の書類

（イ）死亡者の死亡当時におけるその者と遺族（弔慰金を請求する場合においては、法第三十五条の規定する遺族をいい、法第二十三条第一項第二号に該当するものとして遺族年金を請求する場合においては、死亡者の死亡当時の配偶者（内縁関係にあつた者を含む。）、子、父、母、孫、祖父及び祖母をいう。）との身分関係に関する請求者の申立書

（ロ）前記（イ）の申立書に記載された事実に関する請求者（若しくは死亡者）の親族の証明書又は死亡者の除籍時における本籍地の市町村長の証明書

ハ　「死亡した者の死亡の日以後（死亡のとき以後）の請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の抄本」が得られないときは、次の（イ）び（ロ）の書類

（イ）死亡者の死亡のとき以後における請求者の身分関係の異動に関する請求者の申立書

（ロ）前記（イ）の申立書に記載された事実に関する請求者（若しくは死亡者）の親族の証明書又は請求者の本籍地の市町村長の証明書

（二）市町村長の証明書は、琉球列島米国民政府の管轄下にある市町村長の証明書をもつて代えることができること。

なお、年金等請求書を提出する場合は、請求者が一の（二）に該当する旨の市町村長の証明書を添付すぺきものとする。

五　年金、弔慰金に関する請求書等の経由

（一）年金、弔慰金に関する請求書の進達

イ　もとの陸軍に属していた者に係るものである場合

年金、弔慰金に関する請求書は、軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が沖縄地域であるものについては、南方連絡事務所長を、奄美大島地域であるものについては、名瀬出張所長及び鹿児島県知事を順次経由して裁

定機関に送付すること。

ロ　もとの海軍に属していた者に係るものである場合

年金、弔慰金に関する請求書は、軍人軍属であつた者の除籍時（又は退職時）における本籍地が沖縄地域であるものについては、南方連絡事務所長及び佐世保地方復員残務処理部長を、奄美大島地域であるものについては、名瀬出張所長鹿児島県知事及び佐世保地方復員残務処理部長を順次経由して裁定機関に送付すること。

ハ　イ及びロにより鹿児島県知事又は佐世保地方復員残務処理部長が請求書を受理した場合においては、鹿児島県知事は、もとの陸軍に係る書類については、昭和二十七年九月十日引揚援護庁発総第四六三号通達により請求書を一般進達書類及び特別進達書類に区分して進達し、佐世保地方復員残務処理部長は、昭和二十七年九月十八日引揚援護庁発総第四七八号通達により請求書を一般請求書類及び持別請求書類に区分して処理すること。

（二）年金証書及び弔慰金裁定通知書の交付

イ　障害年金証書の交付

障害年金証書は、軍人軍属であつた者の退職時における本籍地が沖縄地域であるものについては、南方連絡事務所長を、奄美大島地域であるものについては、名瀬出張所長を経由して請求者に交付すること。

ロ　遺族年金証書及び弔慰金我定通知書の交付

（イ）もとの陸軍に属していた者に係るものである場合

遺族年金証書及び弔慰金裁定通知書は、軍人軍属であつた者の除籍時における本籍地が沖縄地域であるものについては南方連絡事務所長を、奄美大島地域であるものについては、鹿児島県知事及び名瀬出張所長を順次経由して請求者に交付すること。

（ロ）もとの海軍に属していた者に係るものである場合

遺族年金証書及び弔慰金裁定通知書は、軍人軍属であつた者の除籍時における本籍地が沖縄地域であるものについては南方連絡事務所長を、奄美大島地域であるものについては、名瀬出張所長を経由して請求者に交付すること。

六　年金及び弔慰金に関する請求書の進達及び裁定に関する事務

（一）南方連絡事務所長、名瀬出張所長、鹿児島県知事及び佐世保地方復員残務処理部長は、障害年金請求書受付送付簿、遺族年金及び弔慰金請求書受付送付簿を備え、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務取扱規程に規定する経由機関（南方連絡事務所長又は名瀬出張所長は甲都府県知事、鹿児島県知事は乙都道府県知事又は丙都道府県知事とみなす。）としての事務を行なうこと。

（二）経由機関から弔慰金請求書を進達する場合は、印鑑票を添えて提出することとし、裁定機関は弔慰金の裁定を行なつたときは、遺族国庫債券発行請求内訳書を作成し、これを遺族国庫債券発行請求書に添えて大蔵省に、印鑑票を日本銀行本店に送付すること。

（三）経由機関及び裁定機関におけるその他の事務については、従来法令通達等に示されたとおりであること。

七　遺族年金証書及び弔慰金裁定通知書の記号

（一）遺族年金証書の記号八

取扱規程第十四条第二項第四号に規定する「死亡した者が除籍された当時における本籍地の都道府県別記号」は、死亡者が沖縄地域に本籍を有していたものである場合は「ロ」死亡者が奄美大島地域に本籍を有していたものである場合は「ま」とすること。

（二）弔慰金裁定通知書の記号

取扱規程第十五条第二項第三号に規程する「死亡した者が除籍された当時におけ